

人ある限り人権を No.12



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画産業部人権政策課

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : douwataisaku@city.kurayoshi.lg.jp

2018年度第1次部落解放・人権政策確立要求中央行動

部落差別解消推進法の具体化をめざして

2018年五月二十二日、東京・星陵会館において2018年度第1次部落解放・人権政策確立要求中央集会在開催され全国から約六百人、鳥取県からは、3市6町の自治体関係者、解放同盟関係者など二十三人が参加しました。

中央集会では、組坂繁之中央実行委員会副会長の開会あいさつ、主催者あいさつを佐々木基文高野山真言宗社会人権局長が代読、2016年十二月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の周知徹底をさらに進め、法律の具体化をめざそうとあいさつがありました。

基調提案は西島藤彦中央実行委員会事務局長が行いました。「部落差別の実態把握について法務省は、（公財）人権教育啓発推進センターに実態調査のあり方について委託し、セ

ンターは「6条有識者会議」を設置し、本年三月に取りまとめを法務省に提出した。この内容については、原則非公開であるが、現段階で把握されている内容は、①政府各省や地方自治体が把握している差別事件の集約。とりわけ、悪質化しているインターネットを使った差別事象の集約②法務省が独自に2019年に意識調査を行う。（全国規模ではなく限定的な調査になる見込み）③以前実施されていた全国的な生活実態調査はしない。の3点である。

意識調査は、結婚差別や土地差別など全国共通の項目設定で比較検討が可能なものでなければならぬ。部落差別の実態を正確に把握できる調査の実施を強く求めていかなければならない」という話がありました。

集会終了後、法律の具体化を求めて鳥取県と秋田県選出の衆参国会議



東京・星陵会館

員十人へ要請行動を行うとともに、法務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省との各省交渉が行われました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第34回総会・学習会

「部落差別の解消の推進に関する法律」を活かし

「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」の制定をめざそう！



から二十人以上が参加、両日とも集会後、推進法の具体化に向けて鳥取県、秋田県選出国会議員への要請行動を取り組んだ事業報告と会計決算報告が承認されました。

また、国に対して推進法の具体化と人権侵害救済法・差別禁止法の制定など、人権の法制度の確立に向けた新年度事業計画、予算が承認されるとともに、会長には、石田耕太郎倉吉市長が再任（任期2年）されました。



石田耕太郎会長（倉吉市長）

2018年五月三十日午後から、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第三十四回総会・学習会が倉吉未来中心で開催され、県内各地の市町村から関係者一九八人の参加者がありました。

開会あいさつで石田耕太郎会長は「多くの人々の努力によって部落差別解消推進法が制定された。この法律の周知と具体化が求められている。その一方で、インターネットにおける悪質な差別事象とともに、県内でも同和地区を問い合わせる行為や差別発言事象などが発生している。推進法を活かしながら確信犯的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、「人権侵害救済法」の制定を求めていきたい」とあいさつしました。

総会議長に西村一秋副会長（部落解放同盟県連委員長）を選出し、昨

部落差別解消法
が施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が2016年12月16日、公布・施行されました。この法律の目的には、「現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、（中略）部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記され、国が部落差別を許さないことを明確にしました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会は、部落差別解消法を活かしながら人権確立社会の実現に向けて、現在発生している確信犯的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、その被害者を救済する「人権侵害救済法」の制定を国に強く求めています。



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

構成団体：鳥取市・倉吉市・米子市・境港市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・湯梨浜町・三朝町・北栄町・琴浦町・大山町・日吉津村・伯耆町・南部町・江府町・日野町・日南町・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・部落解放同盟鳥取県連合会

西島藤彦中央実行委員会事務局長



その後、学習会として西島藤彦部
落解放・人権政策確立要求中央実行
委員会事務局長から「部落差別解消
推進法制定の意義と具体化の課題」
という演題で講演がありました。

「同和对策事業特別措置法は、そ
れまでの行政施策が同和地区を素通
りし環境整備事業、教育、福祉施策
等がまったくなされてこなかった反
省に立ち取り組まれたものである。

一部のネタミ意識も生まれたが、こ
の事業を利用し同和地区やその周辺
地域の環境改善、農業の基盤整備に
大きく貢献してきた。その後、20
02年に法律が失効し十四年間にわ
たり部落問題を扱う法律が存在しな
かった。この間に悪質かつ確信的
差別行為が発生している状況を踏ま
え部落差別解消推進法が成立した。

この法律は、議員立法であり具体的
なものが盛り込まれていない。法律
を活きたものにするために国会議員
や政府各省への要請、各自治体の法
をふまえた条例制定などに取り組む
ことが重要である。そして、最終的
には差別禁止法、人権侵害救済法の
制定を求めている」と話されま
した。



鳥取県実行委員会の新しい役員は、
次のとおり

- 会長 石田耕太郎（倉吉市長）
 - 副会長 森安 保（伯耆町長）
 - 副会長 西村 一秋（解放同盟連委員長）
 - 副会長 寺西 健一（岩美町教育長）
 - 副会長 本川 博孝（連合鳥取会長）
 - 常任委員 深澤 義彦（鳥取市長）
 - 伊木 隆司（米子市長）
 - 中村 勝治（境港市長）
 - 松本 昭夫（北栄町長）
 - 増原 聡（日南町長）
 - 小椋 博幸（倉吉市教育長）
 - 浦林 実（米子市教育長）
 - 尾室 高志（鳥取市教育長）
 - 後藤 弥（伯耆町教育長）
 - 土海 孝治（湯梨浜町教育長）
 - 津川 俊仁（解放同盟連副委員長）
 - 大森 英一（解放同盟連副委員長）
 - 監査委員 吉田 英人（八頭町長）
 - 監査委員 前田 英敏（解放同盟連会計）
- 任期は、2020年の総会まで
- 事務局 倉吉市役所企画産業部
人権政策課
- TEL 682-8611 倉吉市葵町 722

第43回部落解放・人権西日本夏期講座

日時 2018年六月二十八日
（木）～二十九日（金）
場所 A会場：米子コンベンショ
ンセンター
B会場：米子市公会堂
参加費 4,000円

**第43回人権尊重社会を実現する鳥
取県研究会**

日時 2018年八月八日（水）
場所 鳥取市・とりぎん文化会館他

**2018年度部落解放・人権政策確
立要求第2次中央集会（東京）**

日時 2018年一〇月三〇日
（火）
午後一時～中央集会
午後二時三〇分～
国会議員要請行動及
び各省交渉

場所 東京・日本消防会館

**部落解放・人権政策確立要求鳥取県
実行委員会2018年度学習会**

日時 2019年二月中旬
午後一時～役員会
午後一時三〇分～学習会
場所 県立倉吉未来中心の予定

鳥取県内であいつく差別事象

2017年九月七日に、琴浦町と県庁のホームページに「琴浦町（鳥取県）の部落民の採用を止めて欲しい 部落民は気持ち悪いし屑しか居ないので」という差別書き込みがありました。職員採用に関わって被差別部落の人々を排除しようとする悪質な差別行為と言えます。また、同

年9月には倉吉市内で、ある事業所に出入りする業者のBさんが同業者のAさん（被差別部落出身）に対して、公衆の面前で大きな声で「やっぱり部落のもんだわい」と発言する差別発言事象も発生しています。この発言は、利害関係が発生したときに、相手に対して自分の不満をぶつけようとして行われたものであり、Bさんには、5回にわたる面会・啓発指導を行うなかで、発言の差別性、深刻性、問題点等について理解を求めたところです。

また、2018年一月には鳥取市内で、油性マジックでB4サイズの紙に手書きで「よつは正月だとい

のに皮をうるやら猫を殺す。あわれみがないから差別される、蔑視される。見て下さい 埒のないうちだから。」と書かれた差別貼り紙が電柱2カ所に張られているのが発見される差別事象も発生しています。賤称語を使用し予断と偏見に基づく行為が堂々も行われています。

同和地区を問い合わせる差別行為

近年県内では、同和地区を問い合わせる差別事象が相次いで発生しています。2015年には大山町と米子市で電話で同和地区を問い合わせる事案が発生、同和地区やそこに暮らす人々、同和問題を面倒な問題として捉え、避けようとする忌避意識が厳しく存在していることを表しています。

2016年五月には、倉吉市役所に電話で米子市内に在住するという男性から「倉吉市の〇〇という場所が同和地区かどうか教えてもらいたい」と言う事象が発生しました。男性は、「西部の同和地区は暴力団が多く、墓場があるような場所には誰も

住まない」と言いながら「自分は同和地区の人を差別する気持ちはない、住む場所の判断材料にしたいだけだ」と開き直り、自分の行為を正当化しようとする発言を行いました。

2017年にも鳥取市内の不動産業者の店長が鳥取市役所人権推進課を訪れ、「地図のコピーを示し）〇〇同和地区の一部の△△通りは、同和地区ではないと聞いたが本当かどうか確認したい」という差別事象が発生しています。この不動産業者は全国展開をしている企業であるにもかかわらず、被差別部落を問い合わせる行為が差別に当たるという認識がまったくありませんでした。

差別投書等

2017年の十二月には、解放同盟県連の事務所に「普通の人間を採用したいはんで エタ ヒニン ヨ ツアシ チョン 屠殺屋 胞衣屋 太鼓屋 食肉屋 汚物屋 皮革屋等をやつてたみたいな人間様より下層にうごめく動物（部落民）だ ほんつけなしだはんで 当会は 部落穢

多村に出自を持つ人間は採用で絶対に不合格にしてやるはんで」と書かれた差別ハガキが郵送で送られました。近年は毎年のようにこのような差別投書が送られてくる現状があります。

大阪、兵庫では、同和地区住民を誹謗中傷する差別文書が大量にばらまかれる事件も発生しています。この事件の犯人は逮捕されましたが、その罪名は侮辱罪で9900円の過料のみであり、罰金とは言えないような金額であり、これではこのような行為を止めることはできません。そして、鳥取ループによるネット上での同和地区の地図の掲載など、私たちの常識を覆す確信的差別行為が行われています。今も誰かの人権が脅かされ、また、本人が知らないうちで差別が行われる行為に歯止めをかけるために、悪質な差別や人権侵害を禁止する「差別禁止法」、被害者の救済を迅速・円滑に行う実効性のある「人権侵害救済法」などの法制度の早急な確立を国に強く求めていかなければなりません。